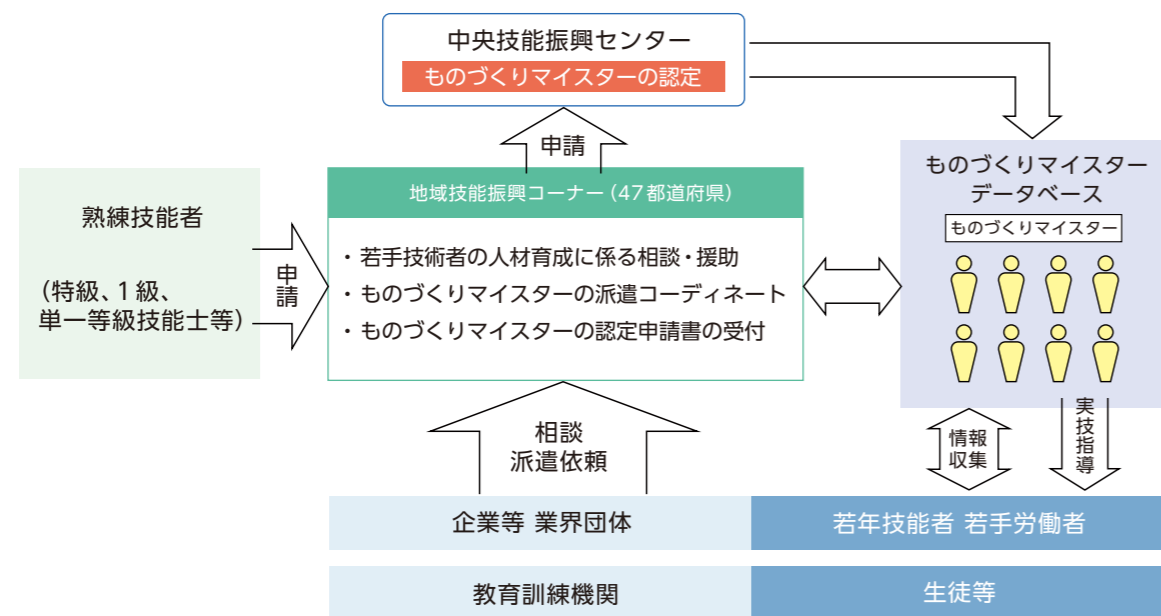


「ものづくりマイスター事業」のご案内

建設業及び製造業における100を超える職種を対象に、高度な技能と豊富な実務経験を持ったものづくりマイスターが、技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、中小企業や工業高校等における実技指導で、効果的な技能の継承や後継者の育成を行っています。また、小・中学校等での講義や「ものづくり体験教室」等により、児童・生徒に「ものづくりの魅力」を伝えています。

ものづくり マイスター事業 の仕組み

ものづくりマイスターの派遣コーディネートは、地域技能振興コーナーが無料で行います。また、ものづくりマイスターの派遣費用や指導に係る材料費は、規定の範囲内で、地域技能振興コーナーが負担します。お近くの地域技能振興コーナーにお気軽にご相談ください。



実技指導の 技能レベル

ものづくりマイスターの実技指導では、主に技能検定課題や技能五輪全国大会等の競技大会課題を活用しています。

技能検定とは、労働者が有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度のことで、原則、1級、2級、3級等の各等級に区分されています。

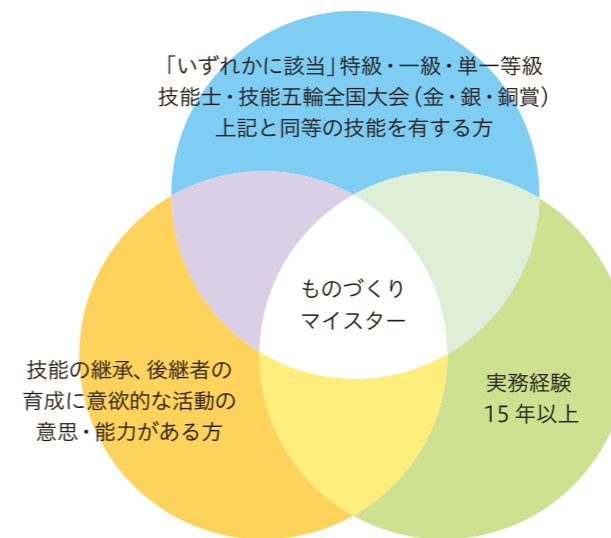
また、技能五輪全国大会を始めとした技能競技大会は、技能者の技能レベルを競うことにより、技能の一層の向上や、広く国民一般に対して技能の重要性や必要性をアピールすることにより、技能者の社会的地位向上や若年技能者の裾野の拡大等に寄与しています。



ものづくり マイスターの認定

ものづくりマイスターの認定を受けるためには、以下の全ての要件が必要です。認定申請書類により、中央技能振興センターでものづくりマイスターの審査・認定を行います。

ものづくりマイスターになるためには、以下の要件が必要です。



「ものづくりマイスター」 シンボルマークのご紹介

厚生労働省では、ものづくりマイスターの認知度の向上と、ものづくりマイスターがより活動しやすい環境の醸成を目的に、平成26年度にシンボルマークを公募し、以下のデザインに決定しました。



デザインの趣旨 「継承される技能」

ものづくりマイスターの「M」の字をモチーフに、2名の人が居るマークになっています。左側は手を動かし研鑽を積んで成長している若年技能者、右側はマイスターを表しています。



シンボルマーク入り腕章・ワッペンを着用例

本シンボルマークを使用できるのは、ものづくりマイスター、厚生労働省、中央技能振興センター及び地域技能振興コーナーに限ります。

詳しくは、HP「ものづくりマイスター／ITマスターデータベース」をご覧ください。